

町田市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、町田市長から住民監査請求に基づく勧告（25町監第40号）に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

2025年7月30日

町田市監査委員 小泉 めぐみ
同 古川 健太郎
同 三遊亭 らん丈
同 佐藤 和彦

記

1 勧告年月日

2025年5月8日

2 勧告内容

町田市長に対し、2025年7月31日までに、同年2月までの不当利得である道路の占用料相当額404,050円を町会に対して返還請求するよう勧告する。

3 措置年月日

2025年6月30日

4 措置内容

監査請求時に存在していた道路の不法占用は、2025年5月に不法占用物が除去され、解消された。これに伴い、町会に対し、同月までの不当利得である道路の占用料相当額433,200円について、2025年6月30日に支払を請求した。